

自動車事故費用共済(ハンドル共済) 重要事項説明書

■この説明書は、ご契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項をまとめたものであり、ご契約前に必ずお読みいただいた上でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。また、本説明書では契約の概要および注意喚起情報をご説明しておりますので、詳しくは約款等も併せてお読みいただき、ご不明な点がございましたら、当組合または取扱代理所までお問い合わせください。

■ご契約者以外に自動車事故費用共済をご利用いただく方にもここに記載されている事項をお伝えください。

●契約概要のご説明

1. ご契約内容について

(1) 補償内容

次に掲げる①から④までのいずれかの運転者が、共済期間中に日本国内において、被共済自動車を運転中の場合に限り、起因する事故によって自己または他人が傷害を被ったことにより、緊急または臨時に生じる共済契約者の経済的負担を補償します。

①共済契約者（共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。）

②共済契約者の同居の親族（共済契約者が法人である場合は除きます。）

③共済契約者が雇用している者

④①から③に掲げる者以外で、共済契約者が届け出している者（1申込書について2名以内）

(2) セットできる特約

■ご希望に応じてセットできる特約です。（別に定める追加共済掛金が必要です。）

特 約	概 要
車両事故共済金特約 (1事故につき)	盗難・自然災害（地震・噴火・津波を除く）などにより3万円以上の被害が生じたとき、1共済期間内に1回お支払いします。

※詳しくは普通共済約款・特約等をご参照ください。

2. 共済期間

この共済の共済期間は1年間です。

3. 共済掛金の払込方法

共済掛金は、ご契約と同時に払い込まなければなりません。ただし、分割払をすることができます。

分割払の場合、払込期限は払込方法または回数単位の共済期間開始の日の応当日の属する月の末日までとし、期限までに払込みのないときは、共済契約は失効となります。ただし、共済掛金の払込みを完了する前に、死亡事故共済金の全額を支払う場合に、1年分の共済掛金に未納分があるときは、これを徴収します。

●注意喚起情報のご説明

1. クーリングオフ（契約申込の撤回等）制度

当組合の自動車事故費用共済には、共済期間が1年を超える契約はありません。クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

（1）ご契約に際しての注意事項

共済契約者はご契約に際し、当組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、既に発生している損害については共済金をお支払いできないことがあります。

（2）ご契約金額ならびに共済掛金のご確認

ご契約金額は、1台あたり300万円が限度となっております。

また、共済掛金については、車種ごとに決まっておりますのでお手持ちの車検証をご確認のうえ、お申し込みください。

なお、車種によってはご契約をお引き受けできない場合もありますのでご注意ください。

（3）ご契約後の留意事項

①共済契約者はご契約の締結後に、告知事項のうちの一部に変更が生じた場合には、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご契約後に次のような変更等をされる場合、遅滞なくご通知ください。ご通知がない場合には、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあります。

●共済契約者を変更するとき

●届出運転者を変更するとき

●車種・用途を変更するとき

●上記以外で、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生するとき

②共済契約者のご住所などを変更される場合には、取扱代理所または当組合にご通知ください。ご通知いただかないと、ご契約、お支払に支障がでることがあります。

（4）損害発生のご連絡（事故の通知）

事故が発生した場合には、ただちに当組合または取扱代理所にご連絡ください。正当な理由がなく事故発生のご連絡いただかなかったときは、共済金を減額してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

（5）損害の防止

共済契約者または運転者は、事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めてください。

3. 共済責任の開始時期

（1）共済責任の始期は、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時とします。

（2）共済掛金は、ご契約と同時に払い込みください。

（3）共済期間が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故による共済契約者の損害に対しては、共済金をお支払いできません。

4. 共済金をお支払いできない主な場合

この共済では、次に掲げる損害に対しては共済金をお支払いできません。なお、免責事由の詳細は普通共済約款の「共済金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- (1) 共済契約者、運転者、傷害を被った者または共済金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失。
- (2) 運転者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた共済契約者側の傷害。
- (3) 運転者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害。
- (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。
- (6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。

など

5. 共済契約の無効・取消し・失効

- (1) 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合、共済掛金は返還しません。
- (2) 共済契約者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって共済契約が締結された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、共済掛金は返還しません。
- (3) 1事故または共済期間を通じて、共済金の支払総額が死亡事故共済金額になった場合は、ご契約は失効となります。この場合、共済掛金は返還しません。

6. 重大事由による共済契約の解除

ご契約後に、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合、ご契約を解除することがあります。

- ① 共済契約者、運転者、傷害を被った者、または共済金を受け取るべき者が、当組合に共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ② 共済契約者、運転者、傷害を被った者、または共済金を受け取るべき者が、共済金の請求に関し、詐欺があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ 上記①および②のほか、共済契約者、運転者、傷害を被った者、または共済金を受け取るべき者が、共済契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理所または当組合にご連絡ください。解約（解除）の条件によっては、当組合の定めるところにより共済掛金を返還させていただくことがあります。詳しくはお問い合わせください。

8. 個人情報の取扱いに関する事項

当組合は、共済契約申込書の項目にご記入いただく氏名・住所・電話番号・共済の対象などお預かりする個人情報を適切に取り扱い、下記のとおり安全管理に努めますので、趣旨をご理解のうえ、あらかじめご了承くださいませますようお願い申し上げます。

(1) 個人情報の利用目的について

当組合は、共済契約者または被共済者から提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- ① 共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払および付帯サービスの提供。
- ② 共済事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）。
- ③ 当組合、富山県火災共済協同組合、全国中小企業共済協同組合連合会・全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスの案内・提供。

(2) 個人情報の第三者提供について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供させていただきます。

- ① 上記(1)に定める利用目的の範囲内において、富山県火災共済協同組合、全国中小企業共済協同組合連合会・全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等と共同利用する場合。
- ② 共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合。
- ③ 共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・調査会社、共済団体・保険会社・当事者等の関係先に提供する場合。
- ④ 再共済契約の締結または再共済金の受領等のため、再共済取引先に対して再共済契約上必要な情報を提供する場合。

詳しくは富山県中小企業共済協同組合のホームページ (<http://www.kenkyosai.com>) をご覧ください。

なお、ご契約者が上記の内容にご同意いただけない場合には、自動車事故費用共済をお引き受けすることができませんので、ご了解ください。

9. 組合員資格のご確認

ご加入にあたり、組合員資格について確認させていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取扱いできない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

10. 共済契約証書および共済掛金領収書の保存

共済契約証書(ロードサービス会員証を含みます)、および共済掛金領収書は大切に保存してください。

11. 共済金の削減、共済掛金の追徴

当組合は、異常災害等その他の事由により損失金を補填するため、共済金を削減、または共済掛金を追徴することがあります。

